

会 発 0 9 1 8 第 9 号
平 成 3 0 年 9 月 1 8 日

各 部 局 長 }
各 地 方 厚 生 (支) 局 長 } 殿

大臣官房会計課長
(公 印 省 略)

平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨を含む）及び大阪北部地震により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて（厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。））

標記について、財務省主計局長から別添のとおり通知があったので、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日付会発第737号厚生省大臣官房会計課長通知）の取扱いの一部を簡素化（平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨を含む）*及び大阪北部地震に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管補助施設（水道施設を除く。）に対して適用する。）するので、遺漏なきようお願いしたい。

また、同通知については各都道府県知事等にも送付しているので申し添える。

※平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（台風第5号、第6号、第7号及び第8号並びに平成30年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）

平成30年9月14日
財計第3522号

厚生労働省大臣官房長 殿

財務省主計局長

太 田 充

(公 印 省 略)

平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)及び大阪北部地震により被災した施設に係る災害復旧事業の実地調査の取扱いについて(厚生労働省所管補助施設(水道施設を除く。))

厚生労働省所管補助施設(水道施設を除く。以下同じ。)災害復旧事業に係る事業費の算出に当たっては、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」(昭和59年9月7日付蔵計第2150号。以下「調査要領」という。)に定めるところにより実施しているところであるが、平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)※及び大阪北部地震に伴い発生した異常な天然現象により被害を受けた厚生労働省所管補助施設について、下記のとおり取り扱うこととしたので通知する。

※平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害
(台風第5号、第6号、第7号及び第8号並びに平成30年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害)

記

1. 調査要領第二(2)について、1箇所の申請額を「200万円未満」から「1億円未満」に引き上げる。
2. 調査要領第九(2)について、1箇所の調査額を「1億円以上」から以下のとおり引き上げる。
 - ・平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む) 「7億円以上」
 - ・大阪北部地震 「3億円以上」

3. 現地適正単価の取扱いについて、平成30年の官庁建物等災害復旧費実地調査の新(改)築単価は、平成30年3月29日付財務省主計局長名通知が発出されているが、当該通知の3.において「1.及び2.により難しい場合には現地適正単価によるものとする。」とされており、個別ケース毎に判断し現地適正単価を適用して差し支えない。
- なお、現地適正単価とは、複数業者(最低でも2社以上)から見積書を徴取し、その中で比較検証し最も安価な金額をいう。
4. 「被害写真」については、被害の詳細について撮影・記録を要するが、現地の被災状況等を踏まえ、下記により必要最小限の添付とすることができる。なお、査定の際、求められた場合には、詳細写真についても提出すること。
- (ア) 現地調査(机上調査でないもの)を実施するものについては、被害の概略が確認できる写真を添付する。
- (イ) 机上調査を実施するものは、以下の内容で被害状況写真を添付する。
- ・建物(新築復旧)
被害の主な箇所が確認できる写真を添付する。
 - ・建物補修復旧、建物以外の工作物、土地
被害が確認できる写真を添付する(例えば、被害の状況が確認できる各居室等の全景写真)。
 - ・設備(平成30年梅雨前線豪雨等(平成30年7月豪雨を含む)により被災した医療機関施設に限る。)
備品台帳と突き合わせをして被害の確認ができる写真を添付する。ただし、備品台帳に登載されていないものであっても、被災直近に取得した備品で、購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り調査の対象とすることができる。

以上